

尾張旭市監査公表第32号

令和7年2月26日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月25日付け6情第76号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月30日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

企画部情報政策課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は一部のものにしか実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項については、課内で周知を図った。 今後は再発防止に向け、全ての物品に対し検査を行い、備品ラベルが付されていない備品には備品ラベルを付すとともに、備品購入時には備品ラベルを確実に付すことで、物品管理事務を適切に実施する。
尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号。以下「契約規則」という。）第28条第1項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、L o G o フォームサービス利用契約、L o G o チャット利用契約、A I - O C R L G W A N - A S P サービス契約及び時事通信インターネット行財政サービス使用許諾の契約書には、同項第4号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていない。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項については、課内で周知を図った。 今後は再発防止に向け、契約規則に定められている事項を再度確認するとともに、当該事項が契約書に記載されていることについて、契約書作成時に複数の職員での確認を徹底することにより、契約事務を適切に実施する。